

事業契約書（案） 新旧対照表

項	項目番号等	修正後	修正前
	目次および事業契約書（案）全体	<p>第5章 経営管理</p> <p>第6章 サービス購入料の支払い</p> <p>第7章 契約期間および契約の終了ならびに契約の解除および本指定の取消等</p> <p>第8章 表明・保証</p> <p>第9章 法令変更</p> <p>第10章 不可抗力</p> <p>第11章 その他</p> <p>第12章 雑則</p>	<p>第6章 経営管理</p> <p>第7章 サービス購入料の支払い</p> <p>第8章 契約期間および契約の終了ならびに契約の解除および本指定の取消等</p> <p>第9章 表明・保証</p> <p>第10章 法令変更</p> <p>第11章 不可抗力</p> <p>第12章 その他</p> <p>第13章 雑則</p>
2	（構成員および協力企業等の使用） 第6条第4項	第1項による構成員または協力企業_____への業務の委託および請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、構成員または協力企業_____の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。	第1項による構成員または協力企業 <u>その他の第三者</u> への業務の委託および請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、構成員または協力企業 <u>その他の第三者</u> の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。
2	（構成員および協力企業等の使用） 第6条第5項	<u>構成員または協力企業は、事業者から委託または請け負った業務の一部を第三者に委託または請け負わせることができる。</u>	《追加》
3	（契約の保証） 第9条第1項	事業者は、本事業契約の仮契約の締結日までに、施設整備業務期間における本事業契約に基づく義務の履行を保証するため、サービス購入料（施設整備業務）の合計金額（ <u>消費税を含む額。以下、保証金の算定の基礎となる金額はいずれも消費税を含む額とする。</u> ）の100分の10に相当する額を契約保証金として納付しなければならない。	事業者は、本事業契約の仮契約の締結日までに、施設整備業務期間における本事業契約に基づく義務の履行を保証するため、サービス購入料（施設整備業務）の合計金額_____の100分の10に相当する額を契約保証金として納付しなければならない。